

事務連絡
平成 29 年 11 月 15 日

各 都道府県 難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

特定医療費支給認定実施要綱等の改正について

難病対策の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、「特定医療費の支給認定について」(平成 26 年 12 月 3 日付け健発 1203 第 1 号厚生労働省健康局長通知) 及び「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 2 条に定める基準（軽症高額該当基準）に係る支給認定の手続等について」(平成 26 年 12 月 10 日付け健疾発 1210 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知) の一部を改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとしたところですが、その趣旨、補足等を以下のとおりお知らせいたします。

(改正の趣旨)

難病患者の利便性の向上を図る観点から、指定難病にかかっているものの、病状の程度が特定医療費の対象となる程度ではないため、難病医療費助成の対象とはならない場合であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、指定難病にかかっていることの証明とできるようにする等所要の改正を行うもの。

(改正の概要)

- 1 「特定医療費の支給認定について」別紙特定医療費支給認定実施要綱関係
 - ① 自己負担上限額管理票・医療費申告書の交付の徹底
【第 5 の 1 の (2) 及び (3)、第 5 の 8 並びに別紙様式第 7 号】
 - ② 自己負担上限額管理票への医療費総額記載の周知
【第 6 の 1 の (3) 及び別紙様式第 3 号】
 - ③ 別紙様式第 4 号(却下通知)について、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、指定難病にかかっていることの証明とできること等とするため等の所要の改正
【別紙様式第 4 号】
- 2 「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 2 条に定める基準（軽症高額該当基準）に係る支給認定の手続等について」関係

- ① 却下通知の改正に伴う文言の修正及び医療費申告書の交付の徹底
【第2の（4）、第3の（4）及び第4の1の（1）】
- ② 軽症高額該当基準に係る再申請等における添付書類の扱いの改正
【第4の1の（3）及び第4の2の（1）】

（補足）

1 別紙様式第4号は、平成30年1月1日より、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、記載されている指定難病にかかっていることの証明となります。管内の同サービス等の利用申請を受理する自治体から照会があった場合には、適宜対応いただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び障害福祉課から各都道府県、指定都市及び中核市に対し、本件について別添のとおり事務連絡が発出されているので申し添えます。

2 これらの通知の適用は、平成30年1月1日からとしていますが、同日以前であっても、別紙様式第4号に準じた様式により通知することは差し支えありません。

なお、既にこれらの通知による改正前の別紙様式第4号により、患者に対し通知している場合であって、当該患者から、これらの通知による改正後の様式による再通知の申出があった場合やその他必要と認める場合には、各都道府県の実情に応じ、適宜対応されるようよろしくお願いいたします。

事務連絡
平成29年11月15日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく
障害福祉サービス等の受給申請に係る難病患者の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、深く御礼申し上げます。

難病患者に対しては、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定に基づいて医療費助成が行われていますが、難病に罹患していても、病状の程度が医療費助成の対象となる程度ではない等の理由により、医療費助成の対象とはならない場合があります。

一方、医療費助成の対象とならない難病患者であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害福祉サービス等(※)の受給申請を行うことができることから、今般、「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日付け健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)の別紙(特定医療費支給認定実施要綱)が別添のとおり改正されました。

当該改正により、平成30年1月1日から、障害福祉サービス等の受給申請を行う際に、特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第4号(難病医療費助成の却下通知)を、診断書等に代えて、当該却下通知に記載されている指定難病に罹患していることを示す証明として使用できることとなります。

当該通知の記載内容等に疑義が生じた場合等には、通知を発出した都道府県の難病対策担当課等まで御照会ください。

つきましては、当該却下通知の適正な取扱いについて、御配慮をお願いするともに、貴管内市町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

※障害福祉サービス等:

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業(障害児の場合は児童福祉法に規定する障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を含む。)